

白岡市立南小学校「学校応援団」実施要綱

1 趣旨

家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習支援の機会の拡充及び家庭・地域の教育力の積極的な導入を図る。

2 定義

学校での教育活動を支援する保護者、学校内外でボランティア活動する地域の方が組織する団体を「学校応援団」という。

3 学校応援団の構成

- (1) 学校応援団は、(6)に示す活動内容ごとに応援隊を組織する。
- (2) 応援隊は、保護者及び地域の方で、学校応援団名簿に登録されたものをもって構成する。
- (3) 校長は、学校応援団と学校との調整役としてふれあい推進長を依頼する。
- (4) 学校応援団及びふれあい推進長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 学校応援ふれあい推進長は複数置くことができる。
- (6) 学校応援団は、学習応援隊、安心安全応援隊、環境整備応援隊の3つの組織から構成される。
- (7) 学習応援隊は、「PTA、保護者」を母体に地域の方と連携して活動する。
- (8) 安心安全応援隊は、「南地区青少年育成会」を母体とし、保護者と連携して活動する。
- (9) 環境整備応援隊は、「おやじの会」を母体とし、地域の方と連携して活動する。
- (10) 学校応援団の運営に必要な組織（班、グループ等）を置くことができる。

4 単位学校応援団の活動内容

学校応援団の活動は、参加する者の特技、経験を生かして自発的に行われるものとする。その活動内容は次に示すものとする。

- (1) 学習応援隊の活動は、学習計画に基づいて担任の指導のもと、学習支援を行う。
- (2) 安心安全応援隊は、児童の登下校の見守りやあいさつ運動等を行う。
- (3) 環境整備応援隊は、学校の緑化計画及び環境整備の計画に基づいて環境整備を行う。
- (4) 学校応援団は年度末に活動の成果と課題を整理する。

5 学校応援団の留意事項

学校応援団は、次の点に留意して活動を行う。

- (1) 団員は、ふれあい推進長と事前に打ち合わせを行い、活動の内容や各自の役割を把握する。
- (2) 団員が学校内で活動するときは、学校応援団の名札等を着用する。
- (3) 団員は、活動の有無を問わず、学校で知り得た児童並びに学校職員の個人情報保護を遵守する。
- (4) 団員は、学校と協議のもと、児童の学力向上や健全育成のための活動を行う。

- (5) 団員は、個人情報情報の漏洩や、児童に対して不適切な言動等から、学校教育上好ましくない状況が生じた場合、事実を確認し、応援団から除名とする。

6 学校応援団ふれあい推進長の活動内容

学校応援団ふれあい推進長は次に掲げる内容について活動する。

- (1) 学校応援団の活動計画を作成すること
- (2) 名簿を管理すること
- (3) 学校から依頼を受け、学校応援団に支援を依頼すること
- (4) 地域から要望を受け、子どもを地域の活動に参加させるための調整をすること
- (5) 地域の情報を学校に提供すること
- (6) 学校の情報を地域に周知すること
- (7) 学校応援団の会議を開催すること

7 学校応援団ふれあい推進長の留意事項

学校応援団ふれあい推進長は、次の点に留意して活動を行う。

- (1) 学校応援団ふれあい推進長の任期は依頼された日から、その年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 学校応援団の活動時間は学校応援団事務局と協議する。

8 学校事務局の運営

- (1) 学校応援団との連携は、校長を中心に学校応援団事務局担当者が行う。
- (2) 学校応援団の活動に際し、謝礼等は支払わないことを原則とする。
- (3) 学校応援団活動の留意事項について、学校応援団向けに事前研修を行う。
- (4) 学校応援団を損害保険に加入させる。
- (5) 年度末に学校応援団との連携について成果と課題を整理する。
- (6) 学校応援団の活動場所について配慮する。活動に必要な備品、消耗品、施設設備について貸与する。

9 その他

この要綱に定めるほか必要な事項は校長が別に定める。

(附則) この要綱は、平成21年10月20日から施行する。

この要綱は、平成22年6月28日に一部改正し、施行する。

この要綱は、平成22年10月5日に一部改正し、施行する。